

5 陳情第 17 号

5 陳 情 第 1 7 号	新宿区の条例に関する陳情
付 託 委 員 会	環境建設委員会
受 理 及 び 付 託 年 月 日	令和 5 年 6 月 6 日 受 理、 令 和 5 年 6 月 1 3 日 付 託
陳 情 者	新宿区歌舞伎町_____
<p>(要 旨)</p> <p>新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例の廃止を求める。</p> <p>(理 由)</p> <p>自転車法は、自転車等の放置を禁止していないのに、新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例（以下「条例」という。）は、放置禁止区域を指定して、自転車等の放置を禁止している。そして、自動二輪を加えているので自転車法より厳しくなっている。自転車法とこの条例は、趣旨、目的が同じで、全国一律の規制をしていると考えられるので、自転車法より厳しい内容の条例は作ることができない。そして、歩道広場等の管理権が、国、東京都、新宿区とそれぞれ違うので、新宿区は、区の歩道、広場等しか条例で制限できないが、公の施設である区の歩道、広場等は、少しの時間では駐輪禁止にはできない。そして自転車等の撤去は、直接強制に当たるので、法律の根拠が必要である。即時強制と言われるが、警告をして1時間位して撤去するのであれば、人の生命、身体、財産を守る為、義務をかす暇がない。義務をかしても意味がないとは言えない。禁止という不作為義務をかして、強制的に義務を履行した様になっているので直接強制である。</p> <p>以上の理由で、駐輪禁止、撤去を定めた条例は、違法、無効、廃止すべきである。</p>	